

仁科加速器科学研究センターRIBF外部利用者登録  
誓約書

国立研究開発法人理化学研究所 仁科加速器科学研究センター長殿

私は、国立研究開発法人理化学研究所（以下「研究所」という。）の仁科加速器科学研究センターRIBF外部利用者に登録するにあたり下記の事項を遵守することを誓います。

記

1. RIBF 外部利用者の登録について所属機関の承諾を得ていること。
2. 研究所から貸与され入構許可証は自己の責任において管理し、第三者への譲渡、貸与等をしないこと。
3. 労働者災害補償保険が適用されない場合、これに代わる民間の傷害保険加入すること。また、加速器を利用する場合は所属機関において放射線管理講習の受講や被曝線量の確認を受けていること。
4. 研究所において研究の過程で知得した秘密及び個人情報を第三者に漏らしてはならないこと。また、登録期間が終了した後も同様であること。
5. 資料、図面、電子媒体、研究資材、書類その他研究所が所有する物品を許可無く研究所外に持ち出してはならないこと。
6. 研究所が定める諸規則、手続き等を遵守し、実験を安全に実施するとともに、研究所及び他の研究者と良好な関係を確保すること。特に、
  - ① 安全に関する規則を遵守し、研究所の安全管理措置に協力し、相互に共同して災害防止に努めること。
  - ② 衛生に関する規則を遵守し、衛生管理者の保健衛生上必要と認める措置について協力すること。
  - ③ 情報の取扱いに関する規則、ポリシー等を遵守し、研究所が情報セキュリティ及び情報漏洩対策上必要と認める措置について協力すること。
  - ④ 個人情報に関する規則等を遵守し、研究所が個人情報のために必要と認める措置について協力すること。
  - ⑤ 利用実験に使用する物品、薬品等は、研究所が定める手続きに従って持ち込み、適切に管理すること。持ち込んだ物品、薬品等は全て責任を持って所属機関まで持ち帰ること、また、公官庁に許認可、届出が必要な物品の持ち込みはしないこと。

7. 人及び人由来情報を対象とする研究又は実験動物、遺伝子組換え生物若しくは微生物を用いる研究は行わないこと。
8. RIBF 及びそれに付随する施設、設備並びに物品の使用にあたっては、設備及び安全担当者の指示に従うこと。また、使用後は従前の状態に戻すこと。
9. 実験の成果を含む科学技術論文、書籍等の出版物には、研究所の RIBF を利用した結果であることを記述すること。
10. 科学研究上の不正行為の防止等のために仁科加速器研究センターが行う取組に適切に対応し、改善を求められた場合は従うこと。
11. 利用にともなって生じる加速器の運転等の経費は理研の規程等にしがたって支払うこと。振り込み手数料は振り込み者の負担とすること。
12. この誓約書に規定する事項を守らなかった場合、研究所に提出する書類に虚偽の記載があると判明した場合、もしくは、仁科加速器研究センターの運営に支障をきたすと研究所が判断した場合は、研究所が行う使用停止等の指示に従うこと。
13. 事故及び災害の際は、責任をもって対処し、速やかに研究所の定めた緊急連絡網に則り連絡すること。
14. 施設の装置の故障等により実験ができなかった場合であっても研究所に対してその賠償請求を行わないこと。
15. 研究所で損害を被った場合、又は第三者に損害を与えた場合において、その損害の発生が研究所の責に帰すべき場合を除き、研究所に対し賠償を請求しないこと。
16. 故意又は重大な過失により、研究所及び共同研究機関の施設及び設備並びに第三者に損害を与えたときは、損害の全部又は一部を賠償すること。
17. この誓約書について疑義又は紛争が生じたときは、相互に協議、解決を図ると共に日本国の法律に基づき研究所の所在地の裁判所において解決すること。

以上

年 月 日

所属：

氏名：

印